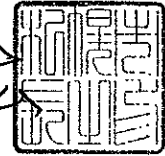


札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則及び札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 // 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 7 号

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則及び札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 年次休暇は、1日(2号職員にあっては、1日又は半日(所定の勤務時間を任命権者が定める時刻により区分した勤務時間及びこれに相当する勤務時間のみが割り振られている日の勤務時間をいう。<u>次条第4項及び第5項</u>において同じ。))を単位として与える。ただし、任命権者が必要があると認める場合には、1時間(1時間未満の時間を単位とする年次休暇を与えることについて任命権者が特別の事情があると認める場合にあっては、1時間未満の時間)を単位として与えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 病気休暇は、<u>1年度ごとにおける休暇とし、その期間は、その者の任用の期間における1週間当たりの勤務日の日数又</u></p> | <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 年次休暇は、1日(2号職員にあっては、1日又は半日(所定の勤務時間を任命権者が定める時刻により区分した勤務時間及びこれに相当する勤務時間のみが割り振られている日の勤務時間をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。))を単位として与える。ただし、任命権者が必要があると認める場合には、1時間(1時間未満の時間を単位とする年次休暇を与えることについて任命権者が特別の事情があると認める場合にあっては、1時間未満の時間)を単位として与えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 病気休暇の期間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲でその都度必要と認められる</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>は1年度の勤務日の日数及び任命権者が別に定めるところにより算定した札幌市のいずれかの会計年度任用の職に引き続き在職した期間（別表3において「会計年度任用職員として在職した期間」という。）の区分に応じ、同表に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間とする。</p> <p>3 病気休暇については、条例施行規則第8条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「条例第12条第2項第</p> | <p>期間とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる病気休暇以外のもの 連続する60日</u></p> <p>(2) <u>任命権者が別に定めるところにより算定した札幌市のいずれかの会計年度任用の職に引き続き在職した期間が3年を超える会計年度任用職員に係る病気休暇（その始期が当該期間が3年に達した日後であるものに限る。） 連続する90日</u></p> <p>3 <u>病気休暇は、1日（2号職員にあっては、1日又は半日）を単位として与える。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合には、1時間又は15分を単位として与えることができる。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、病気休暇については、条例施行規則第8条第2項から第5項までの規定を準用する。この</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>1号から第3号までに規定する者」とあるのは「任命権者が別に定める者」と、「同項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「当該任命権者が別に定める者」と読み替えるものとする。</p> | <p>場合において、<u>同条第2項中「第4項」とあるのは「会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する第4項」と、「条例第13条第2項」とあるのは「同条第2項」と、同条第3項中「次項」とあるのは「会計年度勤務条件規則第13条第4項において読み替えて準用する次項」と、「条例第13条第2項」とあるのは「同条第2項」と、同項ただし書中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、同項第2号中「別表3」とあるのは「会計年度勤務条件規則別表4」と、同項第3号中「条例第15条第1項」とあるのは「会計年度勤務条件規則第15条第1項」と、同項第4号中「条例第15条の2第1項」とあるのは「会計年度勤務条件規則第16条第1項」と、同項第5号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、同条第4項中「1日の勤務時間の全部について代休時間が指定された勤務日、休日」とあるのは「休日」と、「条例第13条第2項」とあるのは「会計年度勤務条件規則第13条第2項」と、同条第5項中「条例第12条第2項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「任命権者が別に定</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>4 <u>2号職員の病気休暇は、1日又は半日を単位として与える。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合には、1時間又は15分を単位として与えることができる。</u></p> <p>5 <u>半日、1時間又は15分を単位とする病気休暇を使用した場合における第2項の適用については、当該病気休暇を使用した日を1日として同項の期間に算入するものとする。</u></p> <p>6 <u>1号職員の病気休暇は、1日を単位として与える。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 <u>病気休暇、別表4の7の項から10の項まで及び15の項に定める特別休暇、介護休暇、介護時間並びに組合休暇については、その勤務しない時間につき、札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)第8条の規定による給与の減額の例により給与を減額する。</u></p> | <p>める者」と、「同項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「当該任命権者が別に定める者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 別表4の7の項から10の項まで及び15の項に定める特別休暇、介護休暇、介護時間並びに組合休暇については、その勤務しない時間につき、札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)第8条の規定による給与の減額の例により給与を減額する。</p> |

別表3を次のように改める。

別表3 削除

(札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額) | (特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額) |
| 第8条 (略) | 第8条 (略) |
| 2~6 (略) | 2~6 (略) |
| 7 (略) | 7 (略) |
| (1)~(3) (略) | (1)~(3) (略) |
| (4) 年次休暇又は会計年度勤務条件規則第14条の規定により定められた特別休暇(会計年度勤務条件規則第18条に規定する特別休暇を除く。) | (4) 年次休暇、 <u>会計年度勤務条件規則第13条の規定により定められた病気休暇</u> 又は会計年度勤務条件規則第14条の規定により定められた特別休暇(会計年度勤務条件規則第18条に規定する特別休暇を除く。) |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(5)・(6) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 月額1号職員の運賃等相当額(条例第13条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第25条の3第1号の運賃等相当額をいう。以下同じ。)は、交替制勤務に従事する職員等(札幌市職員通勤手当支給規則(昭和47年人事委員会規則第3号)第8条第1項第2号の交替制勤務に従事する職員等をいう。)の例により計算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤のため自動車等(条例第13条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第25条の2第2号の自動車等をいう。以下同じ。)を使用することを常例とする月額1号職員に支給する通勤手当の額は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合にあっては、<u>給与条例第25条の3第2号</u>ただし書に規定する職員の例により算定した額とする。</p> | <p>(5)・(6) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 月額1号職員の運賃等相当額(条例第13条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第25条の3第1項第1号の運賃等相当額をいう。以下同じ。)は、交替制勤務に従事する職員等(札幌市職員通勤手当支給規則(昭和47年人事委員会規則第3号)第8条第1項第2号の交替制勤務に従事する職員等をいう。)の例により計算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤のため自動車等(条例第13条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第25条の2第2号の自動車等をいう。以下同)を使用することを常例とする月額1号職員に支給する通勤手当の額は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合にあっては、<u>給与条例第25条の3第1項第2号</u>ただし書に規定する職員の例により算定した額とする。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>4 通勤のため自動車等を使用することを常例とする日額1号職員及び時間額1号職員に支給する通勤手当の額は、1月の実際の通勤回数が10回に満たない場合にあつては、給与条例第25条の3第2号（ただし書を除く。）の規定の例により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> | <p>4 通勤のため自動車等を使用することを常例とする日額1号職員及び時間額1号職員に支給する通勤手当の額は、1月の実際の通勤回数が10回に満たない場合にあつては、給与条例第25条の3第1項第2号（ただし書を除く。）の規定の例により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> |

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の直前の要勤務日（週休日、休日及び代休日以外の日をいう。以下同じ。）に病気休暇を使用していた会計年度任用職員（札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則第1条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）で、施行日以後の最初の要勤務日に病気休暇を使用するもの（施行日前から引き続き会計年度任用職員である者に限る。）及びこれに相当する会計年度任用職員として任命権者が認めるものに係る当該要勤務日後に最初に勤務する要勤務日の前日までの病気休暇の期間（第1条の規定による改正後の同規則（以下「改正後の会計年度勤務条件規則」という。）第13条第4項において読み替えて準用する同規則第5条第1項に規定する条例施行規則第8条第4項の規定により連続しているものとみなされる場合を除く。）については、なお従前の例による。ただし、施行日から起算して60日（施行日において改正後の会計年度勤務条件規則第13条第2項第2号に規定する会計年度任用職員に該当するものにあつては、90日）を超えてはならない。